○沖縄県立看護大学大学院履修規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県立看護大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第28条、第29条及び第35条第4項の規定に基づき、授業科目の種類、単位数及び履修方法等に関し必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条授業科目の種類、配当年次、単位数及び必修・選択の別等は、別表1 及び別表2 のとおりとする。

(研究指導教員)

- 第3条 学生の研究及び論文の指導のため研究指導教員及び研究指導補助教員を置く。
- 2 研究指導教員及び研究指導補助教員は、専門領域の研究指導を担当できる専任の教授又は准教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、研究科委員会(以下「委員会」という。)で認めた教員をもって充てることができる。
- 3 研究指導教員は、学生の研究指導に責任をもって、学生の研究を指導し、あわせて学生の 授業科目の履修などに適切な助言を行うものとする。
- 4 研究指導補助教員は、学生の研究指導の補助を行う。
- 5 専門分野及び専門領域の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合 に限り、委員会の議を経て変更を認めることがある。

(履修手続)

- 第4条 学生は、履修しようとする授業科目について、指導教員の指導のもとに、毎学期の所定の期日までに、履修届(様式第1号)を学務課に提出しなければならない。
- 2 履修届提出後は、授業科目を変更又は取り消すことはできない。ただし、特別の理由があるときには研究指導教員と当該担当教員の承認を得て委員会に変更を願い出ることができる。
- 3 不合格となった科目を再履修しようとする場合は、第 1 項によらなければならない。(単位の認定)
- 第5条 各授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行う。
- 2 病気その他やむを得ない事由により、試験を受けることができない者については、原則として試験開始までに学務課に連絡し、その後速やかに試験欠席承認願(様式第2号)を提出しなければならない。委員会においてその事情が正当と認められた場合に限り、担当教員が適宜の方法によって成績を評価することがある。

(成績の評価及び判定)

第6条 科目試験成績及び学位論文審査等の評価は、次のとおりとする。

(1) 科目試験

科目試験の成績評価は、次のとおりS、A、B、C及びFの評語で表し、S、A、B及びCを合格とする。

評 語	評 価
S	90点~100点
A	80点~89点
В	70点~79点
С	60点~69点
F	5 9 点以下

- (2) 総合科目試験
- ① 合格
- ② 不合格
- (3) 学位論文審査

イ 博士前期課程

- ① 合格
- ② 不合格
- 口 博士後期課程
- ① 合格
- ② 不合格
- (4) 最終試験
- ① 合格
- ② 不合格
- 2 成績評価に関し、不服のある者は、成績確定後1週間以内に成績評価不服申立書(様式第3号)を学務課に提出することができる。

(その他)

第7条 大学院学則及びこの規定に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、 委員会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月19日から施行する。

附則

この規程は、平成19年2月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月19日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県立看護大学大学院履修規程別表 3 及び別表 4 の規定は、平成 25 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日後、島嶼保健看護領域の学生が在学する間は、なおその効力を有する。

附則

- 1この規程は平成22年4月21日から施行する。
- 2 改正後の沖縄県立看護大学大学院履修規程別表 3 及び別表 4 の規定は、平成 25 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日後、別表 3 及び別表 4 により履修している島嶼保健看護領域の学生が在学する間は、なおその効力を有する。

附則

この規程は平成22年6月16日から施行する。

附則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1この規程は平成25年5月22日から施行する。
- 2 ただし、第6条(1)については、平成25年度入学生から適用する。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成30年6月20日から施行する。

附則

この規程は平成31年4月1日から施行する。